

「ふくいの子ども・子育て SMILE UP 応援金」事業 募集の手引き

1 事業の趣旨

地域におけるこどもの居場所や親子の選択肢の拡大を図るため、福祉と教育の垣根を越え、様々な環境にあるこどもや親子の地域交流サポートや居場所づくりに取り組む活動に係る企画・提案を募り、効果的な活動に対して応援金を交付する。

なお、ふくいの子ども・子育て SMILE UP 応援金の交付に関し、必要な事項は本手引きおよび「ふくいの子ども・子育て SMILE UP 応援金事業実施要領」による。

2 事業実施主体

次の要件をすべて満たす非営利の個人または団体等とする。

- (1) 23 歳以上の個人または 23 歳以上の個人が主たる構成員のグループおよび団体であること。
- (2) 法人格を有しない団体については、定款・規約・会則等を有すること。
- (3) 宗教活動や政治活動を行っていないこと。
- (4) 公序良俗に反する活動を行っていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団でないこと。また、その利益となる活動を行っていないこと。
- (6) 応援金対象事業終了後も、自ら活動を継続・発展する意思を持つ個人またはグループ、団体であること。

3 対象となる事業

次の要件をすべて満たす事業とする。

- (1) 行政の福祉部門・教育部門と連携し、こどもや親子の居場所づくりや地域交流を促進する事業であること。
- (2) 事業実施主体が新たに取り組む事業または既存の取組を拡充して実施する事業であること。
- (3) 県内の2以上の市町にまたがって実施する事業であること。
- (4) 国または地方公共団体からの助成を受けていない事業であること。
- (5) 令和8年度内に事業を開始し、令和10年2月末日までに完了する事業であること。

【活動の例】

分野	活動の例
不登校児童への支援	公民館等を活用し、地域ボランティア等による学習・交流スペースを提供 【福祉との連携】家庭(保護者)に対する支援情報の周知 【教育との連携】児童の学習サポート、公教育への復帰に向けた学校や教員との調整
外国籍の親子への支援	家庭全体への教育支援と、国籍・世代を超えた交流の場づくり 【福祉との連携】保護者への支援(施策情報紹介、日本語教育など) 【教育との連携】教員 OB を配置した児童への学習支援

4 対象経費

応援金の対象となるのは、事業の実施に係る以下の経費のうち、知事が適当と認める経費とする。

費目	内容
報償費	外部講師等に対する謝金
旅費	外部講師等への費用弁償に限る
需用費	消耗品費(単価が3万円未満の物品)、印刷製本費 等
役務費	通信運搬費、広告料、手数料 等
委託料	業務の一部を他の団体等に委託する場合の費用
使用料・賃借料	会場使用料、機材借上料 等
備品購入費	事業に継続的に必要となる備品の購入費

なお、以下の経費は除くものとする。

- ・事業実施主体である団体等およびその構成員に対して支払う経費
(報酬、賃金、事業実施主体構成員のみでの飲食費 等)
- ・不動産の取得、賃借、補償に要する経費
- ・施設整備に要する経費

5 応援金の額および募集件数

応援金の額および募集件数は下表のとおりとする。なお、応援金の額については算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

項目	内容
応援金の額	次のうち、いずれか低い額 (1)総事業費から事業収入を差し引いた額 (2)対象事業費の合計額 (3)50 万円
募集件数	5件程度

6 応募の手続き等

(1)募集期間

令和8年10月9日(金) 17時まで(必着)

(2)募集件数

5件程度(想定)

※募集件数にこだわらず、予算の範囲内で交付事業の件数を決定する。

(3)提出書類

- ① 事業計画書(様式第1号)
- ② 収支予算書(様式第2号)
- ③ 団体等概要書(様式第3号)
- ④ 役職員(事業関係者)名簿(様式自由)
- ⑤ 団体の定款、規約等(様式自由)
- ⑥ その他、事業に関する参考資料

(4)提出部数

1部(提出された書類は返却しない。)

(5)提出方法

電子メールによる提出が望ましいが、郵送・持参も可とする。

① 電子メール・郵送

・電子メールの場合、件名は「ふくいのかども・子育て SMILE UP 応援金提案書」とすること。

・郵送の場合は、配達記録の残る書留郵便等とすること。

② 持参

・受付時間は、午前9時～午後5時まで(土・日・祝日を除く)とする。

7 審査・選定の方法

(1)審査および選定

6(3)に定める応募書類および下記(2)により開催する審査会の内容をもとに、審査を行い選定する。なお、審査内容および各応募者の企画提案内容、見積額等については非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては、一切受け付けない。

(2)審査会の開催

応募書類に記載された提案内容をもとに、以下のとおり審査会を開催する。

審査会においては、下記(3)の評価基準に基づいて審査し、予算の範囲内で事業を決定する。

① 日時・場所 令和8年10月下旬

詳細は企画提案を提出したものに別途通知する。

② 実施方法 検討中

(3)審査基準

区分	評価項目
企画内容・事業の効果	・行政の福祉部門・教育部門と連携し、こどもや親子の居場所づくりや地域交流を促進する内容か ・様々な環境にあるこどもや親子にとって安心感を生み、選択肢の拡大につながる内容か ・事業実施後の波及効果が期待できるか
実現可能性	・事業の実施体制は整っているか ・実施計画のスケジュールは適切か ・事業計画の内容に適した収支予算になっているか
持続性	・事業の継続性が期待できる内容か

8 スケジュール(予定)

令和8年10月9日(金) 提案書類締切

令和8年10月下旬 審査会

令和8年11月中旬 選定結果の通知

令和8年11月下旬	応援金交付・事業実施
令和10年2月末まで	事業完了
令和10年3月末まで	実績報告書の提出(事業完了から30日以内)

9 応援金の支払い

対象事業として事業が採択された場合、県から事業実施主体に通知する。通知後速やかに県から支払いを行う。

10 事業内容等の変更

採択後に提案書に記載した事業内容を変更する場合は、計画変更承認申請書(様式第4号)を県に提出し、承認を受けること。

11 事業実施の報告

事業実施主体は、事業が完了した日から起算して30日以内に事業実施報告書(様式第5号)および収支決算書(様式第6号)を県に提出するものとする。

12 応援金の返還

事業実施主体が、偽りその他不正な行為によって応援金の交付決定を受けたと認めるときは、交付決定を取り消し、交付額全額を返還させるものとする。

13 提出・問合せ先

〒910-8580 福井市大手 3 丁目 17-1
福井県健康福祉部こども未来課ふく育推進グループ
メール:kodomomirai@pref.fukui.lg.jp
電 話:0776-20-0341